

事務局長	係長	係

第36回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月5日（月）午前8時30分～午前9時00分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者（10名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
委員	堤 忠雄		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■

委員 ■番 ■■ ■■

第2 【議案第5号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法（第3号）の諮問について

【議案第6号】 農地法第3条の規定による農地の転用について（1件）

【議案第7号】 農地利用最適化推進委員の委嘱について

【議案第8号】 農地利用最適化推進委員の委嘱について

【議案第9号】 農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	千住 靖弘
係長	津野 弘樹
主事	竹下 裕哉

7. 会議の内容

【総会開始前に農業会議より農業新聞について説明】

事務局長 おはようございます。ただ今から令和5年第36回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第5号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。それでは、議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。
【以下、議案書に基づき議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問についての内容を朗読及び説明】
以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第5号の朗読及び説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第3号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第5号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第3号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて、議案第6号農地法第3条の規定による所有権の移転(1件)について事務局より説明をお願いします。

事務局 説明の前に議案第6号については、■■■■ご本人に係る案件でございますので議事参与の制限により、一時退席をお願いいたします。

(■■■■ 退席)

事務局 それでは7ページをご覧ください。
令和5年5月23日に申請があった分について説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第6号農地法第3条の規定による所有権の移転について内容を朗読及び説明】

それでは別紙の「3条に係る意見書の許可基準調査書」をご覧ください。1.権利の種類ですが、今回は所有権の移転となっております。続いて2.農地法第3条2項該当の有無ですが、第1号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、家族も作業を行うとのことであり、全ての農地において耕作すると認められますので該当しません。第2号は法人ではありません。第3号は信託などではございません。第4号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合ですが、聞き取りにより常時従事すると認められますので該当しません。第5号所有権以外の権利を有する者が、その農地を貸付、又は質入れをしようとする場合ですが、該当しません。第6号権利を取得しようとする者の、耕作内容、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合についてですが、周辺農地への支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号農地

法第 3 条の規定による所有権の移転（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 議案第 6 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第 7 号農地利用最適化推進委員の委嘱について説明をお願いします。

（■■■■ 着席）

事務局長 議案第 7 号に関しては、■■委員ご本人に係る案件でございますので、議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

（■■委員 退席）

事務局 それでは、12 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員は農業委員会が総会にて決定し、農業委員会会長が委嘱することになっておりますのでよろしくをお願いします。

【以下、議案書に基づき議案第 7 号農地利用最適化推進委員の委嘱について説明】

以上で、説明を終わります。

議長 何かありませんか。

（質問・意見等なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 7 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか

（異議なしの声あり）

議長 ないようなので、議案第 7 号農地利用最適化推進委員の委嘱について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 8 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

（■■委員 着席）

事務局

それでは、14 ページをご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第 8 号農地利用最適化推進委員の委嘱について説明】

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 8 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようなので、議案第 8 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定いたしました。続いて、議案第 9 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明をお願いします。

事務局

それでは 16 ページをご覧ください。

【以下、議案書に基づき、議案第 9 号農地利用最適化推進委員の委嘱について説明】

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 9 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようなので、議案第 9 号農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定いたしました。

議長

他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長

それではこれもちまして、第 36 回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、7 月 3 日(月)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員